

令和8年7月24日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について（3）

関東地方整備局は、京葉ガスエナジーソリューション株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課長 征矢（そや） （内線：6141）

課長補佐 杉本（すぎもと） （内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1 処分対象業者

商 号：京葉ガスエナジーソリューション株式会社
許可番号：国土交通大臣許可（般特－3）第9603号
代 表 者：吉岡 比呂志
所 在 地：千葉県市川市

2 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

（注1）「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（2）期間

令和8年8月8日から令和8年10月6日までの60日間

3 処分理由

京葉ガスエナジーソリューション株式会社の元社員は、千葉県企業局市川水道事務所が令和5年12月15日に入札を執行した「市川市八幡2丁目2番地先配水管整備工事」の入札に関し、偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたとして、令和7年7月3日に千葉簡易裁判所から公契約関係競売等妨害罪により罰金80万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

以 上